

# 6

## ガバナンス

コーポレート・ガバナンス .....	54
株主・投資家との対話 .....	58
コンプライアンス .....	60
リスク管理 .....	62



1 はじめに

2 サステナビリティ  
マネジメント

3 特集

4 環境

5 社会

6 ガバナンス

7 おわりに

# コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、さまざまなステークホルダーに期待され、信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことが経営の基本であると認識しています。

当社では、この基本的な認識に基づき、経営の意思決定の迅速化、透明性の確保および内部統制機能の強化などを行い、またステークホルダーの立場に立って、的確な意思決定を行い、実行することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

### 基本方針

#### 1 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、少数株主や外国人株主などさまざまな株主の平等性の確保に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

#### 2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に向けて、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

#### 3 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組み、利用者にとってわかりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努めます。

#### 4 取締役会の責務

株主に対する受託者責任等を踏まえ、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

#### 5 株主との対話

株主に対し、経営方針をわかりやすい形で説明し、理解を得る努力を行い、建設的な対話を行うように努めます。

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役設置会社制度を採用しています。取締役会と監査役会の2つの機関により、業務執行に関する監督および監査を重層的に行い、機能的かつ有効な経営監督機能ならびに客観性および中立性を確保した監督・監査機能を保持しています。

2023年6月23日現在、取締役会は取締役5名で構成され、そのうち2名は企業経営者および会計・税務の専門家として長年にわたる豊富な経験と高い見識を有する社外取締役です。なお、取締役会は、その執行に関する権限の一部を執行役員会に移譲することで、業務執行に関する監督機能を発揮しやすい体制としています。

**WEB** コーポレート・ガバナンスに関する報告書  
<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir/governance.html>

## 指名・報酬委員会

当社では、取締役等の指名・報酬にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会のもとに「指名・報酬委員会」を設置し、その適切な関与と助言を得ることとしています。指名・報酬委員会は社内取締役2名、社外取締役2名で構成されているため、同委員会の独立性は確保されています。

同委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役、監査役および執行役員の指名、取締役および執行役員の報酬制度および報酬決定のプロセスに関して審議を行い、審議結果を取締役に答申することとしています。

## 取締役会実効性評価

当社は指名・報酬委員会のほか、独立社外役員で構成される親会社との取引諮問委員会を設置して、取締役会の独立性・客観性を確保することで、監督機能を充実させるよう取り組んでいます。2022年度は、指名・報酬委員会2回、親会社との取引諮問委員会1回をそれぞれ開催して、全ての委員が100%出席して議論がなされました。

当社取締役会は、各分野の専門性や海外勤務などの幅広い経験に裏打ちされた、多様な価値観や視点を持った役員で構成されています。

当社取締役会は、取締役会全体の実効性を高めるため、取締役および監査役全員に対して、2022年度の取締役会全体の実効性についてのアンケートを実施し、2023年5月の取締役会において自己評価を行いました。その結果、当社取締役会では自由闊達で建設的な議論や迅速な意思決定がなされ、一般的に適時適切に運営されており、取締役会の実効性が概ね確保されていることが確認されました。

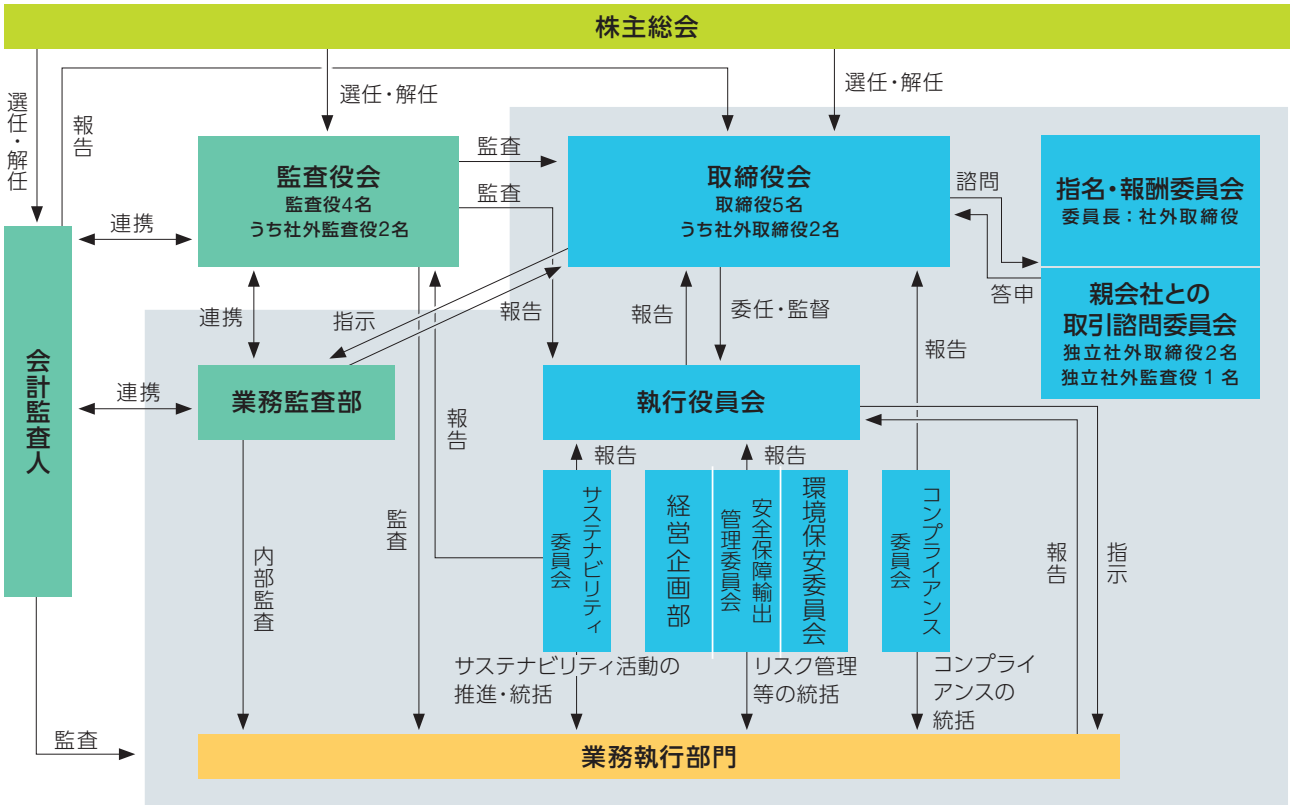
サステナビリティを巡る課題、ダイバーシティ経営につきましては、今後、一層議論を深化・充実させて、取締役会の実効性をさらに向上させるべく努めます。

なお、昨年度の実効性評価を受けて、本年の定時株主総会において新たに女性の社外監査役1名が選任されました。

## 監査体制

2023年6月23日現在、監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、業務執行から独立した立場で監査を行っています。監査役は、経営監視機能として取締役会などの重要な社内会議に出席するほか、監査役会を開催し、各監査役からの報告をもとに、監査に関する重要な事項について協議しています。また、2名の常勤監査役により、必要に応じて子会社を含めた業務執行部門に往査して、監査の精度と実効性を高めています。

監査役は、四半期ごとに会計監査人から会計監査の計画および実施状況の報告を受け、また会計監査人の監査に適宜立ち合い、意見交換や協議を行うなど相互連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を図っています。さらに内部監査部門である業務監査部とは、定期的に情報交換を行うとともに、業務監査部は、合法性や合理性、効率性の観点で、管理・運営の仕組みと業務の執行状況を監査・調査を行い、監査役に必要な報告を適宜行っています。



**経営企画部**

全社的課題・リスクを総括し、管理方針や施策、全社の状況を把握、措置を実施します。また、重大な異常事態発生時の連絡窓口として、関係部門と連携し対応します。

**安全保障輸出管理委員会**

輸出管理法令の遵守に関する事項を審議、決議します。

**環境保安委員会**

環境保安、防災管理および労働安全衛生に関する事項を審議、決議します。

**コンプライアンス委員会**

コンプライアンスの方針・施策および状況把握に関する事項を審議、決議します。

**社外役員をサポート体制**

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会等の重要な会議の日程および議題について、事前に連絡等をしていきます。社外取締役・監査役連絡会を定期的で開催するなど、社外取締役および社外監査役への情報提供の頻度と質を向上させることに努めています。

また、社外取締役については総務部で、また、社外監査役については監査役室にて、取締役会資料の事前配布や、開催後の議事録配信などのサポートを行っており、全ての社外役員の取締役会・監査役会および特別委員会への出席率は前期、今期ともに100%です。

## 取締役・監査役の専門性

当社では、取締役会は、事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業分野の専門的知見や経験を有する者、多様なステークホルダーの視点やガバナンスの知見を有する者などで構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保しています。

### 役員の構成およびスキルマトリックス

	氏名	属性	主な知識・経験・能力等						
			企業経営	グローバル	テクノロジー	マーケティング	財務 ファイナンス	法務・ ガバナンス	人材 マネジメント
取締役	小野 義昭		○	○	○				○
	出戸 利明		○	○		○			○
	菅野 悟				○	○			○
	轟 茂道	社外 独立					○	○	
	宮下 修	社外 独立	○	○		○			
監査役	平澤 秀明			○			○	○	
	鳥丸 義明			○		○		○	
	吉原 達生	社外 独立	○	○	○				
	森谷 知子	社外 独立					○	○	

※役職名は2023年6月23日現在

※各役員の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

## 親会社との関係について

当社の親会社である信越化学工業株式会社は、当社の株式の53.1%を保有する支配株主です。当社は、同社と製品の技術開発情報の交換や経営方針の共有などを通じて緊密な連携を保ち、信越化学グループの総合力を一員として発揮することで、当社の企業価値向上につなげています。また、当社は同社から原材料の仕入れなどを行っていますが、取引に際しては、市場価格などに基づいて交渉のうえ、公正かつ適正に取引条件を決定しています。なお、人的関係については、当社の役員に同社との兼務役員はいません。

また、2021年10月に任意の特別委員会として「親会社との取引諮問委員会」を設置しました。同委員会は、親会社およびそのグループ会社との重要な取引・行為において、当該取引・行為の公正さを担保し、ひいては一般株主の利益保護を目的として、重要な取引・行為についてこの目的に照らして審議を行い、取締役会に答申します。委員には、公正かつ中立な判断を可能とするため、親会社から客観的かつ実質的に独立した者としなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役2名および独立社外監査役1名の合計3名で構成されています。

# 株主・投資家との対話

## 基本的な考え方

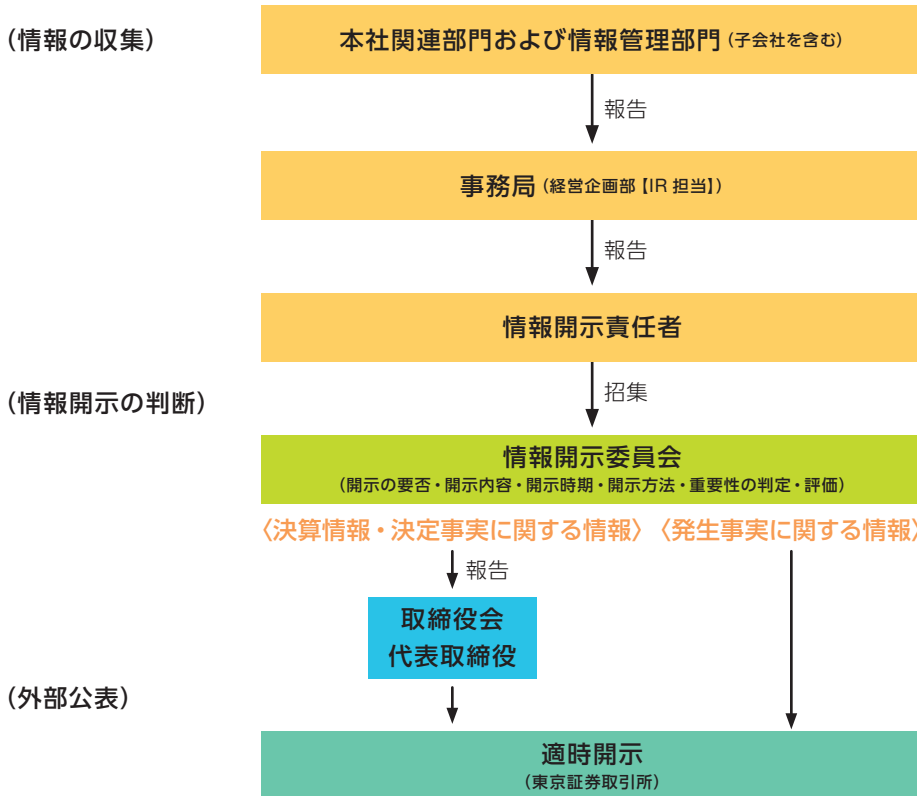
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主・投資家と積極的な対話を行い、対話を通じて得られた意見や要望を経営に反映させ、株主・投資家とともに当社を成長させていくことが重要であると認識しています。株主・投資家への適切且つタイムリーな経営情報の開示と建設的な対話を行い、当社の経営方針や戦略について理解を得られるように取り組んでいます。

## 情報開示体制

当社グループは、常にコーポレート・ガバナンスの充実および経営の透明性の確保を心がけるとともに、金融商品取引などに関する関係法令および東京証券取引所規則に基づき、株主・投資家の皆様への公正かつ適時、適切な情報開示に努めています。

当社グループは、「情報開示規程」を定め、「情報開示責任者」を委員長とする「情報開示委員会」を設置しています。情報開示委員会は、情報開示責任者である経営企画部長を中心に、経営企画部、経理部および総務部等関係部門の担当員で構成され、機動的な情報開示体制を整えています。東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める開示基準に該当する会社情報は、原則として、取締役会の承認・報告をもって、東京証券取引所が運営する「適時開示情報システム（TDnet）」において開示し、必要に応じて、報道機関への発表やWEBサイトへの掲載などを行っています。

### 適時開示に関する社内体制（2023年6月23日現在）



## 株主・投資家とのコミュニケーション

株主・投資家との対話は、IR活動として経営企画部（旧社長室）が統括し、個別ミーティングには経営企画部管掌役員、経営企画部長およびIR担当で対応しています。株主・投資家の皆様に事業状況を説明する機会として、期末および第2四半期の決算発表後にアナリスト・投資家向けに説明会を開催しています。また、事業報告書やアニュアルレビューの発行、ニュースリリースや決算短信、決算説明会資料、株主総会の招集通知、決議通知などのWEBサイトを活用した迅速かつ公平な情報開示などにより、対話の充実を図っています。

WEB 株主・投資家情報

<https://www.shinpoly.co.jp/ja/ir.html>

## 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取り組み

以下のさまざまな取り組みを行っています。

- **株主総会招集通知の早期発送**  
株主総会日の3週間前に発送
- **集中日を回避した株主総会の設定**  
第63回定時株主総会開催日：2023年6月23日
- **電磁的方法による議決権の行使**  
インターネットによる電磁的方法による議決権の行使を採用
- **議決権行使環境向上に向けた取り組み**  
議決権電子行使プラットフォームに参加
- **招集通知（要約）の英文での提供**  
定時株主総会招集通知の要約を英文で作成し、WEBサイトに掲載

# コンプライアンス

## 基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスをベースにした企業活動を、企業が永続的に行うべき重要な課題の一つと捉えています。このような企業活動を通じて、当社グループが社会の一員として「信頼」を得られるよう取り組んでいます。

また、内部統制システムで求められるコンプライアンス体制の構築と整備を通じて、より適切で効率的な内部統制システムの運用を進めます。

## コンプライアンス体制

当社グループでは、コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス方針、コンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス委員会が全社横断的に対応しています。なお、2023年5月に策定した信越ポリマー中期経営計画の財務・非財務戦略の一つであるコンプライアンス委員会の活動を強化するため、子会社や各部門が主体的に取り組むテーマを掲げ、優先順位をつけて事務局と共に実行に移す体制を整えました。

また、コンプライアンス教育の実施、内部通報制度（ホットラインの設置）の整備など、当社グループ全体で、コンプライアンスをベースにした企業活動を推進しています。

## コンプライアンスの強化

### ● サプライヤーホットラインの設置

2021年1月、お取引先など当社グループ以外の皆様からご通報いただく窓口として、「サプライヤーホットライン」を開設しました。これまで、日本語対応のみでしたが、2023年、英語対応による窓口も開設しました。当社グループとの取引において、当社グループの役員・従業員等による法令・規則、コンプライアンスに違反する行為を認識された場合に、通報できる仕組みとしています。

このような取り組みを通じて、当社グループとの取引の透明性と公平性を確保し、適切な取引関係の維持と発展を図っています。

### ● 内部通報制度

当社グループでは、上記のサプライヤーホットラインも含む内部通報制度を設けています。国内のみならず海外のグループ会社の従業員等にも内部通報制度に関する携帯カードを広く配布し、「不正」発見の端緒につながるよう運用しています。また、2022年6月1日から施行された公益通報者保護法の改正にも対応することで、通報者がより安心して通報できる体制として社内窓口・社外窓口を設けているほか、匿名での通報を受け付けています。



## ● コンプライアンス研修等による意識の醸成

当社グループの役員・従業員等がコンプライアンスにおける具体的な行動基準を理解し、実践するため、コンプライアンスマニュアルの配布に加え、WEB配信等による研修を定期的を実施しています。これらを通じて、当社グループ内のコンプライアンス意識をさらに醸成させ、「不正」の起こりにくい風土づくりにつなげています。

### 2022年度の研修事項状況

研修名	研修内容	対象者	受講人数
新入社員教育	●コンプライアンス全般 ●内部統制システム	新入社員	23名
中途入社者社員教育		中途入社	35名
独禁法遵守研修	●独占禁止法の理解と対応	業務上必要な者	約260名

## ● 生産委託先でのコンプライアンス調査の実施

経済産業省が策定した人権尊重のためのガイドライン、国連やEUでの人権デューデリジェンスに関する法制化が進む中、2021年度から新たな取り組みとして、国内外の生産委託先等でのコンプライアンスの浸透状況の調査を始めました。調査の結果、ただちに法令違反につながるようなことは確認されなかったものの、内部通報制度の設置や各種規程の文書化など、対応強化が望まれる項目もあり、今後これらの施策へのサポートを進めていきます。

# リスク管理

## 基本的な考え方

当社グループは、リスク管理が企業の持続的成長のための重要課題であるとの認識のもと、当社および当社グループにおいて発生しうるリスクの予防等に関する管理体制の整備および発生したリスクへの対応等を行い、事業の円滑な運営を実践しています。

## リスク管理体制

当社グループは、リスク管理が企業の持続的成長のための重要課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を含む4つの委員会と、経営企画部を中心に5つのリスク管理担当部門が組織的にグループ全体の重要リスクを管理する体制を構築しています。全社的な重要リスクに関しては、取締役会において審議し、必要な対策を講じることに努めています。

また、定期的に、本社全部門、国内外の生産拠点、販売拠点ごとにそれぞれの重要リスクを評価して、そのリスク低減の方策を講じています。

## リスク管理規程

当社グループにおいて発生しうるリスクの予防等に関する管理体制の整備および発生したリスクへの対応等を行うことにより、当社グループの事業の円滑な運営に資することを目的として「リスク管理規程」を制定しています。

### ● リスクの定義

当社グループにおける「リスク」とは、当社グループの組織目標の達成を阻害する要因、事業活動の遂行を阻害する事象の発生可能性および事業の収益に影響を与えられと考えられる事象の発生不確実性をいい、製造・販売など事業活動にかかる要因によるリスクと、社会変化・自然災害など事業活動外の要因によるリスクを想定しています。

経営企画部がリスク管理を統括し、本社各部門、各事業所および国内・国外子会社の長またはその指名を受けた者を当該部門等のリスク管理責任者とします。緊急事態等が発生し、全社的対応が必要とされる場合、「対策本部」を設置します。

### ● リスク管理手順

- (1) リスクの特定：各部門等の事業・業務に関連するリスクを特定し、把握する
- (2) リスクの評価：特定し、把握したリスクの大きさ、範囲等を評価する
- (3) リスクの制御：評価したリスクの大きさ、範囲等を制御する
- (4) コンテンジェンシープランの策定：リスク発現時における対応を策定する
- (5) 監査・検査：現状を評価し、対応策等を確認する

## 事業継続マネジメント（BCM）

事前の対策や発災後の対応方針・手段を定めたBCP（Business Continuity Plan | 事業継続計画）は事業継続能力を支える要素の一つです。BCPをより効果的に実践していくためにBCM（Business Continuity Management | 事業継続マネジメント）を通して継続的な改善、マネジメントしていくことが重要と認識しています。

### BCP基本方針

- 1 従業員・家族・近隣住民の安全と安心を守る
  - (1) 職場の安全を確保する。
  - (2) 従業員とその家族の安全を向上させる。
  - (3) 従業員とその家族の安心を支える。
  - (4) 近隣住民へ協力する。
- 2 顧客・従業員のために事業の継続・早期復旧に努める
  - (1) 顧客の信用を守る。

### ● BCP行動手順書類の作成、整備

被災時の初動対応から復旧計画策定までのBCP行動手順書類の作成は、2019年度から各生産事業所において順次取り組んでおり、2022年度は国内3拠点において、実施しました。事業復旧までの「全体行動フロー」と「行動チェックリスト」の作成は、災害時に各部門のやるべきことが明確になり、迅速な対応がとれるようになることを目的としています。

今後も手順書類の見直し、改定を継続し、また訓練等を通してBCPの実効性向上を図っていきます。



ワークショップの様子

## 情報セキュリティ

### ● 情報セキュリティに関する方針、規程

当社の情報セキュリティ方針として、全社における情報資産に対する情報セキュリティ上のリスクの影響範囲を検討し、情報セキュリティ維持および管理の目標を定め、その目標達成を目指しています。

情報セキュリティとは、情報資産の機密性・完全性・可用性を維持することをいい、管理目標には、以下の事項が含まれています。

#### 情報セキュリティ方針

- 1 情報資産の保護・活用、管理・運用に関する責務を明確にする。
- 2 責務を全員に周知徹底し、全員がそれを認識して行動できるようにする。
- 3 リスクを的確に認識して効果的対処を実施できるようにする。
- 4 業務を遂行する各人の情報システムの安全性を確保する。
- 5 社会倫理、適用法令の遵守を徹底する。

### ● 情報セキュリティ体制

情報セキュリティはそれにかかわる各個人が職制および役割に応じて与えられている権限と責務を理解したうえで、負うべき責務を全うすることで実現されます。情報セキュリティに関する事務局は、情報システム担当役員のもと、情報システム部が担当しています。

各部門にはIT資産の管理、システムの運用に関する伝達、セキュリティインシデント発生時の初動等を担当するITリーダーが任命されており、情報セキュリティの全社的的管理に関する事項はこのITリーダーを通じて各部門に伝達しています。

### ● サイバーセキュリティ

サイバー攻撃に備えて、社内ネットワークと外部とをファイヤーウォールで完全に分離、24時間365日対応の侵入検知サービスによる監視等必要なセキュリティ対策を継続して行っています。さらに、情報系ネットワークと制御系ネットワークの分離により、インシデント発生時の影響の最小化を実施しています。

また、標的型攻撃メール訓練やe-ラーニングによる情報セキュリティ教育を定期的に行い、システムと人の両面から対策を講じています。